

令和6年(行ク)第196号 訴訟参加の申立て事件

決 定

申立人(被告) 東京都

相手方(原告) 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

上記当事者間の当庁令和5年(行ウ)第126号事件について、被告から、行政事件訴訟法23条1項に基づき、総務省を訴訟に参加させる決定を求める申立てがあったので、当裁判所は、原告ら及び総務省の意見をきいた上で、上記申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

総務省を当庁令和5年(行ウ)第126号事件の訴訟に参加させる。

令和6年9月6日

東京地方裁判所民事第19部

裁判長裁判官

小 原 一



裁判官

安 岡 美 香 子



裁判官

坂 巻 陽



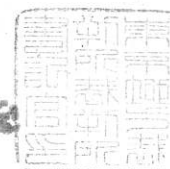
これは謄本である。

令和6年9月18日

東京地方裁判所民事第19部

裁判所書記官

山崎美由紀



令和6年（行ク）第196号 訴訟参加の申立て事件

更 正 決 定

申立人（被告） 東京都

相手方（原告） 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

上記当事者間の当庁令和5年（行ウ）第126号事件について、令和6年9月6日に当裁判所がした決定に明白な誤りがあるから、職権により、次のとおり決定する。

主 文

前記決定の前文2行目に「総務省」とあるのを「総務大臣」と、同3行目に「総務省」とあるのを「総務大臣」と、主文中「総務省」とあるのを「総務大臣」と、各更正する。

令和6年9月18日

東京地方裁判所民事第19部

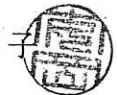
裁判長裁判官

小 原 一



裁判官

安 岡 美 香



裁判官

坂 巻 陽



これは謄本である。

令和6年9月18日

東京地方裁判所民事第19部

裁判所書記官

山崎美由紀

